明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府令・省令〕
○犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令（内閣府・総務・法務・財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通一）　一

〔告示〕
○国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件（財務一五一～一五五）　一
○肥料の登録の有効期間を更新した件（農林水産九六三）　四

〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　六
特殊法人等
独立行政法人大学入試センター試験問題作成者、独立行政法人製品評価技術基盤機構計量法第百四十六条において準用する同法第六十六条の規定に基づく登録の失効、中日本高速道路株式会社社工事一部完了、阪神高速道路株式会社都市計画事業、住宅型式性能認定、企業年金基金設立関係　七
地方公共団体
行旅死亡人、公示送達関係　三
会社その他
会社決算公告　三

府令・省令

○内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、令第一号

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令

内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第一号

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成二十年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号ロ中「第五十三条第一項第四号（同令第百六十条において準用する場合を含む。）」を「第二百二十七条の二第三項第九号又は第二百三十四条の二十一の二第一項第七号」に改める。

附　則

この命令は、保険業法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年五月二十九日）から施行する。

保険業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十五号）の施行に伴い、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十七年四月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗
法務大臣　上川　陽子
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　林　芳正
経済産業大臣　宮沢　洋一
国土交通大臣　太田　昭宏